

次世代健康医療記録システム
共通プラットフォームコンソーシアム

第 3 期総会

議案書

2022 年 9 月 21 日

目 次

第1号議案	第3期活動報告の件	議案資料1
第2号議案	第3期収支決算の件	議案資料2
第3号議案	第4期活動計画の件	議案資料3
第4号議案	第4期収支予算の件	議案資料4
第5号議案	会長選任の件	議案資料5
第6号議案	副会長、監事選任の件	議案資料6
第7号議案	一般社団法人 NeXEHRs 設立の件	議案資料7
第8号議案	コンソーシアム事業の新法人への引継ぎの件	議案資料8
第9号議案	次世代健康医療記録システム共通プラットフォーム コンソーシアム運営規則の制定の件	議案資料9

第1号議案

第3期 活動報告

(2021年7月1日～2022年6月30日)

I. 総会、幹事会

(1) 総会

第2期総会 : 2021年9月22日(水) Web 開催

第1号議案 第2期活動報告の承認の件

第2号議案 第2期収支決算の承認の件

第3号議案 第3期活動計画の承認の件

第4号議案 第3期収支予算の承認の件

上記の資料および議事録は Web サイトに公開した。

(2) 幹事会

幹事会社

株式会社ケーアイエス、株式会社ソフトウェア・サービス、ソフトバンク株式会社、
日本総合システム株式会社、株式会社ファインデックス、株式会社メドレー

第20回幹事会 : 2021年7月28日(水) Web 開催

第21回幹事会 : 2021年8月24日(火) Web 開催

第22回幹事会 : 2020年9月15日(水) Web 開催

第23回幹事会 : 2020年10月21日(木) Web 開催

第24回幹事会 : 2021年11月24日(水) Web 開催

第25回幹事会 : 2021年12月14日(火) Web 開催

第26回幹事会 : 2022年1月26日(水) Web 開催

第27回幹事会 : 2022年2月18日(金) Web 開催

第28回幹事会 : 2022年3月15日(火) Web 開催

第29回幹事会 : 2022年4月19日(火) Web 開催

第30回幹事会 : 2022年5月26日(木) Web 開催

第1回臨時幹事会 : 2022年6月13日(月) 東大病院+Web 開催

第31回幹事会 : 2022年6月21日(火) Web 開催

- ・ ①共通プラットフォーム検討、②次世代共通プラットフォームと IoT・AI との連携検討、③会員向けセミナーの企画と開催準備、④勉強会の企画と開催準備、

- ⑤一般向けシンポジウムの企画と開催準備、等を幹事会社で分担。
- ・ 上記の議事録の他、アンケート調査結果、シンポジウム資料、セミナー資料、勉強会資料等は Web サイトに公開した。

Ⅱ. 部会、WG

(1) 基本概念実現化部会(POC 部会)

第14回 POC 部会 : 2021年7月28日(水) Web 開催
 第15回 POC 部会 : 2021年9月15日(水) Web 開催
 第16回 POC 部会 : 2021年11月24日(水) Web 開催
 第17回 POC 部会 : 2022年1月26日(水) Web 開催
 第18回 POC 部会 : 2022年3月15日(火) Web 開催
 第19回 POC 部会 : 2022年5月26日(木) Web 開催

- ・ 60会員(通常正会員:28、賛助会員:32)が参加。
- ・ NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する、主として技術的指針の骨格をまとめている。
- ・ POC 部会の下に共通プラットフォーム検討WGと次世代共通 PF とIoT・AI との連携検討 WG を設置し、詳細検討中。
- ・ 健康医療情報プラットフォーム(PLAT)の進捗状況や JASPEHR Project のコンセプトと具体的な実装状況の共有も実施した。

Ⅲ. シンポジウム、フォーラム

(1) 一般向けシンポジウム

◆ 第2回シンポジウム : 2022年5月17日(火) 13:00-15:30
 ～ みんなで語ろう! 次世代の健康医療情報 ～

【会場】

御茶ノ水ソラシティホール[West]+Web 開催 (参加者:345 名)

【プログラム】

1)開会挨拶

大江 和彦(NeXEHRs コンソーシアム会長)

2)NeXEHRs コンソーシアム活動の紹介

「コンセプトとその実現に向けて」

大江 和彦(NeXEHRs コンソーシアム会長)

3) 特別講演

「スマート機器と AI: デジタルテクノロジーで変わる 21 世紀の健康医療」

林 信行(テクノロジージャーナリスト兼コンサルタント)

4) パネルディスカッション

「NeXEHRs の 3 つの基軸コンセプト ～本人主体管理・情報共有・自他共栄～ を考える」

司会、コーディネータ

古井 祐司(東京大学未来ビジョン研究センター特任教授)

大江 和彦(NeXEHRs コンソーシアム会長)

パネリスト(順不同)

山口 育子(認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長)

川田 裕美(株式会社ヘッジホッグ・メドテック 代表取締役 CEO)

木暮 祐一(一般社団法人 IT ヘルスケア学会 理事)

森内 浩幸(長崎大学病院 小児科教授)

5) まとめ・閉会挨拶

大江 和彦(NeXEHRs コンソーシアム会長)

IV. セミナー、勉強会、情報懇談会

(1) 会員向けセミナー

- ◆ 第4回セミナー : 2021年9月2日(木) 10:00-11:00 Web 開催
(参加者:114 名)

演題:

がんゲノム医療の発展を支える ICT

講師:

国立研究開発法人 国立がん研究センター 研究所所長 間野 博行

- ◆ 第5回セミナー : 2021年12月7日(火) 15:00-16:00 Web 開催
(参加者:72 名)

演題:

医療情報データベースにおける臨床検査値の信頼性向上に向けて

～項目コード JLAC10/11 と共有基準範囲～

講師:

九州大学大学院医学研究院 臨床検査医学分野 教授

九州大学病院 検査部長 康 東天

- ◆ 第6回セミナー : 2022年2月18日(金) 15:00-16:00 Web 開催
(参加者:101 名)

演題:

「電子カルテ改革」の活動はなぜ必要だったのか、なぜこれからも必要なのか

講師:

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
医療情報基盤センター センター長 美代 賢吾

- ◆ 第7回セミナー : 2022年4月20日(水) 14:00-15:00 Web 開催
(参加者:89 名)

演題:

オンライン資格確認とマイナポータルによる保健医療情報の利活用

講師:

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室長 大竹 雄二

(2) 会員向け勉強会

- ◆ 第5回勉強会 : 2021年9月22日(水) 13:00-14:30 Web 開催
(参加者:74 名)

1) IHE on FHIR® ~OAuth を利用した IUA プロファイル~

講師:一般社団法人日本 IHE 協会 接続検証委員長 塩川 康成

2) OAuth2/OpenID 入門と医療分野の事例

講師:インターシステムズジャパン株式会社 セールスエンジニア 上中 進太郎

- ◆ 第6回勉強会 : 2022年1月13日(木) 14:00-15:30 Web 開催
(参加者:83 名)

1) スマートデバイスを用いた問診・電子署名システムによるペーパーレス化・業務 90%削減

講師:株式会社 WorkVision バリュークリエーション推進部 猪股 亮介

2) 診断書作成システムにおける標準化対応のご紹介

講師:株式会社 SBS 情報システム 医療事業本部 石川 美紀、中根 賢

3) 医療・介護の情報連携の取り組み ~国民の生活レベル向上を目指して~

講師:株式会社 EM システムズ 企画本部 井上 康太朗

(3) 情報懇談会

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、開催中止。

V. 商標出願

NeXEHRs コンソーシアムの「ロゴ」と「NeXEHRs」(文字列)を商標登録した。
また、「DX ホスピタル」を商標出願中。

VI. 会員の状況

顧問	5名
特別正会員	10名 (顧問を除く設立発起人全員)
通常正会員	30名 (29企業、1非営利法人)
賛助会員	44名 (33企業、5非営利法人、1任意団体、5個人)

(2022年6月30日時点)

第2号議案

決 算 報 告 書

(第 3 期)

自 2021年 7月 1日
至 2022年 6月30日

NeXEHS コンソーシアム

貸 借 対 照 表

2022年 6月30日 現在

NeXEHSコンソーシアム

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現 金 及 び 預 金	16,475,620	
仮 払 金	100,000	
流 動 資 産 合 計		16,575,620
資 産 の 部 合 計		16,575,620

負債の部

【流動負債】

未 払 金	160,394	
前 受 金	1,284,000	
預 り 金	3,900	
流 動 負 債 合 計		1,448,294
負 債 の 部 合 計		1,448,294

純資産の部

【剰余金】

利 益 剰 余 金		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	15,127,326	
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	15,127,326	
利 益 剰 余 金 合 計	15,127,326	
剰 余 金 合 計		15,127,326
純 資 産 の 部 合 計		15,127,326
負 債 及 び 純 資 産 合 計		16,575,620

損 益 計 算 書

自 2021年 7月 1日
至 2022年 6月30日

NeXEHRsコンソーシアム

(単位： 円)

【業務収益】

会 費 収 入	8,544,000	
合 計		8,544,000
売 上 総 利 益 金 額		8,544,000

【業務費用】

シ ン ポ ジ ウ ム 開 催 費	3,105,625	
セ ミ ナ ー 等 開 催 費	105,000	
事 務 局 運 営 費	2,301,241	
支 払 報 酬 料	372,200	
広 報 費	141,900	
そ の 他 管 理 費	62,242	
合 計		6,088,208
営 業 利 益 金 額		2,455,792

【業務外収益】

受 取 利 息	137	
合 計		137
経 常 利 益 金 額		2,455,929
税引前当期純利益金額		2,455,929
当 期 純 利 益 金 額		2,455,929

NeXEHRS コンソーシアム 第3期監査報告書

NeXEHRS コンソーシアム（以下、コンソーシアムという）の第3期（2021年7月1日～2022年6月30日）の活動、および財産の執行状況を監査しましたので、その結果を報告します。

1. 監査の方法およびその内容

必要に応じて会議等に出席するとともに、事務局等から活動の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、活動の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該活動年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書）およびその附属明細書を確認しました。

2. 監査の結果

（1）活動等の監査結果

活動報告書は、規約に従い、コンソーシアムの活動状況を正しく示しているものと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、コンソーシアムの財産および損益の状況を適正に示しているものと認めます。

2022年8月9日

NeXEHRS コンソーシアム
会 長 大 江 和 彦 殿

NeXEHRS コンソーシアム
監 事 渡 邊 亮 一



第3号議案

第4期 活動計画

(2022年7月1日～2023年6月30日)

1. 共通プラットフォーム指針の骨格と標準化リソースの構築

1) 共通プラットフォームに関する技術的指針の骨格の策定の継続

3つの基本コンセプトを、PAi-BiCS 実現方針をもとにして実現していくために、社会システム、個人システム、医療システム、研究システム、データ流通システム、ネットワークシステム、IT システム等とこれらの相互連動システムの観点から、NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する主として技術的指針の骨格の策定を前期に引きつづき POC 部会で行う。また、これまでに策定した基本指針や相互運用性確保のための共通指針については、アカデミアとの意見交換を行い、必要な改定を行う。

2) 技術的指針の検証環境の構築

POC 部会の下に設置した「共通プラットフォーム WG」において、基本指針の検証のためのシステムの設計・環境構築を行う。

3) FHIR を前提とした IoT と AI との統合的な連携機能の検討

POC 部会の下に設置した「次世代共通 PF と IoT・AI との連携検討 WG」において、次世代の電子カルテに想定すべき、IoT 機器・システムや AI 機能との FHIR を前提とした連携機能の要件について検討を行う。

4) コード用語等の標準化リソース構築 WG の設置と標準化リソース整備

POC 部会の下に主としてコード用語等を対象とした標準化リソース(コード用語等)構築 WG を設置し、共通プラットフォームの実装と運用に必要な標準化リソースをリストし、不足する個々の標準化リソースごとにその標準策定方針をまとめる。

さらにそれらについて実際に外部リソースの導入と会員への提供や開発に着手する。

5) プロトタイプ開発

これまでに策定した共通プラットフォーム構築指針に基づき、必要なプロトタイプ開発を行う。

2. 一般向けシンポジウムの開催と社会への発表

患者・市民参画の観点から、メディアや患者団体、健康や医療情報管理の現状に素朴に疑問をもつ方々に、本コンソーシアムが目指している次世代健康医療情報システム NeXEHRs の考え方を紹介し、今後の継続的なディスカッションの場を形成する契機とする。年 2 回開催を計画する。

3. セミナー・勉強会・情報懇談会の開催または開催準備

- ① 会員向けセミナーを、年 3 回程度開催する。
- ② 勉強会の計画を会員の意向調査を行い、テーマを設定する準備委員会を設置して準備する。本活動年度内に適当なテーマとスーパーバイザが手配できれば、年 3 回程度開催する。

4. 運営に関する会議等

- ・ 幹事会を、Web 会議を積極的に活用しつつ、原則として部会開催に合わせて月 1 回程度開催する。

以上

第4号議案

第 4 期 収支予算

対象期間：2022 年 7 月 1日～2023 年 6 月 30 日

項目	第 4 期予算	(参考) 第 3 期予算	(参考) 第 3 期実績	備考 (第 4 期予算の根拠)
1 収入の部				
会費収入	9,192,000	8,472,000	8,544,000	通常正会員(32会員)× 240,000円 賛助会員(42会員) × 36,000円
雑収入	0	0	137	受取利息等
前期繰越金	15,127,326	12,671,397	12,671,397	
収入の部合計	24,319,326	21,143,397	21,215,534	
2 支出の部				
(1) 管理費	3,283,571	4,092,200	2,877,583	
事務局運営費	2,442,780	2,859,600	2,301,241	
事務用消耗品費	100,000	120,000	45,538	事務用品、事務ソフトウェア等
Web会議費	103,180	150,000	103,180	ZOOMアカウント @年44,220×1/3 = 14,740 (JAMIと按分) @月7,370×12 = 88,440 (追加ライセンス)
オフィス利用料	39,600	39,600	39,600	バーチャルオフィス利用料 @月3,300×12 = 39,600
事務局人件費	2,200,000	2,550,000	2,112,923	@月200,000×12 (派遣1名+非常勤職員)、税込
サイト管理費/構築費	126,191	330,000	33,000	さくらインターネットサービス、HPリニューアル等
サイト運用費	26,191	30,000	0	@年26,191 第3期分は6月支払のため第2期で計上、今期は7月支払
サイト構築費	100,000	300,000	33,000	HPの簡単なリニューアル
事務局備品	100,000	100,000	0	ノートPC、Web会議用カメラ等 法人印鑑作成費
支払報酬料	358,000	418,000	308,000	
報酬 (事務局会計処理)	198,000	198,000	198,000	税理士報酬：@16,500×12=198,000(税込)
報酬 (商標出願処理)	110,000	100,000	110,000	新規出願分の成功報酬Tax：@10,000×1 成功報酬：@100,000×1 (第3期に仮払金で計上) (第3期) 前回出願分の成功報酬Tax：@5,000×2 成功報酬：@50,000×2 (第2期に仮払金で計上) ※商標登録料は租税公課で計上
報酬 (法務関係処理)	50,000	120,000	0	単発処理依頼1件
広報予算	120,000	300,000	108,900	社会へのコンセプト発信等 (第3期) PRTIMES費用、チラシ作成費
その他管理費	136,600	84,600	126,442	ビジネスWEB、振込手数料、通信費等
租税公課	52,000	0	62,000	商標登録 (登録料@51,600×1 (5年登録)) (第3期) 商標登録 (登録料@16,400×2 (5年登録)) + 新規商標出願 (印紙代@29,200×1)
支払手数料	39,600	39,600	39,600	ビジネスWEB：@月3,300×12=39,600
振込手数料	20,000	15,000	17,040	振込手数料
通信費	15,000	20,000	6,982	切手代等
雑費	10,000	10,000	820	事務局交通費等
(2) 活動費A	5,900,000	6,100,000	3,210,625	
総会、部会等	500,000	200,000	0	総会：Zoom会議中心 年1回 部会：Zoom会議中心 年6回 外部有識者旅費等 合計 200,000 + 会場費@150,000×2
シンポジウム	4,500,000	1,500,000	3,105,625	年2回 @3,000,000 + @1,500,000 ※会場費、運営委託費、講師謝金等
セミナー	300,000	200,000	105,000	年3回 @50,000 × 3 ※講師謝金等 + 会場費@150,000×1 (Zoom会議中心)
勉強会	300,000	200,000	0	年3回 @50,000 × 3 ※講師謝金等 + 会場費@150,000×1 (Zoom会議中心)
WG活動支援費	300,000	4,000,000	0	活動計画1. 2) 3)、Slack(プロプラン)
(3) 活動費B	7,800,000	3,300,000	0	
標準化リソース導入経費	3,000,000	3,000,000	0	活動計画1. 4)
調査、レポート作成委託費	300,000	300,000	0	前期同様
プロトタイプ開発費	4,500,000	0	0	活動計画1. 5)
(4) 法人化準備金	500,000	0	0	定款認証や法人登記に関わる費用、印鑑作成代金、法人設立後の謄本取得料、京橋税務署・都税事務所への各種届出費用
(5) 予備費	6,835,755	7,651,197	0	
(6) 次期繰越金	0	0	15,127,326	
支出の部 合計	24,319,326	21,143,397	6,088,208	

第5号議案

会長選任の件

規約第18条の規定により、本総会終結の時をもって会長は3年の任期満了となりますので、新会長の選任について、ご承認をお願いします。

会長候補者

大江 和彦 (重任)	東京大学大学院医学系研究科 社会医学専攻 医療情報学分野 教授
---------------	------------------------------------

第6号議案

副会長、監事選任の件

規約第18条の規定により、本総会終結の時をもって役員は3年の任期満了となりますので、下記の役員選任のご承認をお願いします。

副会長候補者

黒田 知宏 (重任)	京都大学大学院医学研究科医療情報学 教授
澤 智博 (重任)	帝京大学医療情報システム研究センター 教授

監事候補者

渡邊 亮一 (重任)	一般社団法人日本医療情報学会 事務局長 自治医科大学 名誉教授
---------------	------------------------------------

第7号議案

一般社団法人 NeXEHRs 設立の件

本コンソーシアムは 2019 年 9 月 6 日に設立し、3 年間の活動を行ってきました。この間、将来的な健康医療記録管理のあり方を示す基本指針と、相互運用性を確保する標準化に関する指針をまとめて公表してまいりました。現在、これらの指針をもとにした共通プラットフォームのプロトタイプシステムをクラウド上に構築しつつあり、今後これをベースに国内での実証実験を拡大していきたいと考えております。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2022(骨太方針)」において、医療情報基盤の整備を進め、医療 DX を加速化することを打ち出しており、今後、様々な公的支援事業が動き出すことも予想されます。本コンソーシアムは、医療情報の標準化や共通プラットフォーム構築等において、一定の役割を果たしたいと考えています。

そこで、活動基盤を強化すべく、本コンソーシアムの運営母体として「一般社団法人 NeXEHRs」を設立することをご提案します。なお、現在の活動方針、会員や財産等はそのまま新法人に引き継ぎます。

以上について、ご承認をお願いします。

一般社団法人 NeXEHRs 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 NeXEHRs と称する。

(事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、次世代の健康医療情報システム(以下「NeXEHRs」という。)に関する調査研究並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、NeXEHRs の基本コンセプトと実現方針を検討し、その実現を目指した共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
 - (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
 - (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
 - (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
 - (5) 前各号の事業を遂行するための会議体(NeXEHRs コンソーシアム)の設置と運営
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 通常正会員 本法人の活動に賛同し運営等に協力する個人、法人又は団体
- (2) 特別正会員 本法人の設立時社員として設立に賛同した個人及び理事会の推薦に基づいて社員総会で入会を承認された個人、法人又は団体

(3) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人、法人又は団体

2 前項第1号の通常正会員及び第2号の特別正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、特別正会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 本法人の会員は会費規程に定める会費を納入しなければならない。

2 特別正会員は会費を納めることを要しない。

3 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(3) 会員である法人又は団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 第7条の支払義務を履行しなかったとき

(6) 本法人が解散したとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第10条 理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議等を経て、懲戒することができる。

(1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき

(2) 本法人の名誉又は信用を毀損する行為、又は会員としての品位を損なう行為をしたとき

2 懲戒は次の3種とする。

(1) 書面又は口頭による厳重注意

(2) 会員資格の停止

(3) 除名

3 前項第3号により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を

行う社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条又は第10条によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、理事会において開催の決議がなされた場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会による議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の前日までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本法人に提出しなければならない。

2 前項の電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、あらかじめ本法人の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事の内、1名を理事長とする。また、理事会の決議により、理事から若干名を副理事長又は常務理事として選出することができる。副理事長及び常務理事は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法で定める代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事は、本法人の社員でなければならない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。以下「親族等」という。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 監事は、本法人の理事又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第 22 条第 1 項で定める理事若しくは監事の定数が足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会の決議に基づいて報酬を支給することができる。ただし、理事及び監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

2 前項に規定するほか、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本法人は、法人法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

2 本法人は、非業務執行理事及び監事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(設置)

第31条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項については、法令又はその定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業計画の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第42条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により本法人と類似する事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の登記の日から令和5年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

会費規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条に基づき、通常正会員、特別正会員、賛助会員が納付する会費に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は以下の会員種別に基づき活動年度ごとの年会費を、当該活動年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

会員種別	活動年度 年会費	課税・不課税の別
通常正会員	240,000円	不課税
特別正会員	なし	—
賛助会員	36,000円	不課税

第3条 年度途中の入会については、入会申込み日付の時期により7月～9月:100%、10月～12月:75%、1月～3月:50%、4月～6月:25%の算定率を第2条の年会費に乗じた額を納付するものとする。

第4条 年度途中の退会については、その理由の如何に関わらず、納付された会費は返還しないものとする。

附則1 この規程は、2022年〇月〇日の設立日より施行する。

附則2 活動年度途中の通常正会員から賛助会員へ、またはその逆の会員種別の変更は、退会と入会の手続きをとるものとし、退会と入会が同一日付でなされた場合に限り会員期間は継続しているものとする。

参考情報 振込先口座:

銀行名: みずほ銀行 〇〇支店

口座番号: 普通 XXXXXXXX

名義: 一般社団法人 NeXEHRs (カナ名称: シヤ) ネクサース

第8号議案

コンソーシアム事業の新法人への引き継ぎの件

一般社団法人 NeXEHRs 設立後、現在のコンソーシアムは新法人が引き継いで運営することになりますので、下記事項についてのご承認をお願いします。

- (1) NeXEHRs コンソーシアムの活動方針は新法人に引き継ぎます。
- (2) NeXEHRs コンソーシアムの会員(特別正会員、通常正会員、賛助会員)は、新法人の会員としてそのまま移行します。
- (3) NeXEHRs コンソーシアムに支払った今年度(2022 年 7 月 1 日~2023 年 6 月 30 日)の年会費は新法人の初年度(設立日~2023 年 6 月 30 日)の年会費に充当します。
- (4) 新法人設立後、NeXEHRs コンソーシアムの全財産は新法人に寄付します。

第9号議案

「次世代健康医療記録システム 共通プラットフォームコンソーシアム運営規則」の制定の件

現在の「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム規約」は新法人設立日をもって無効とし、新たに「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム運営規則」を制定しますので、ご承認をお願いします。なお、本規則は新法人設立日からの施行になります。

次世代健康医療記録システム 共通プラットフォームコンソーシアム運営規則

2022年〇月〇日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 NeXEHRs (以下、「本法人」という。) の定款 (以下、「定款」という。) 第4条 (5) に記載の会議体の運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム」 (以下「本コンソーシアム」という) と称する。
2 略称名は NeXEHRs コンソーシアム、英語名は NeXEHRs-CPC とする。

(設置目的)

第3条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「NeXEHRs 研究会」が提示した次世代健康医療情報システム NeXEHRs (以下、NeXEHRs という。) の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
(2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
(3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
(4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
(5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員は、本法人の会員をもって充てる。

(権利と義務)

第6条 会員は、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ (以下、部会等という。) の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。
2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
3 法人または団体である会員 (以下、法人等会員という。) は、本法人が運営する公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本法人に対して求めることができる。
4 会員は、本法人および本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフ

- レット、催事等において示すことができる。
- 5 会員は、本法人および本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が掲出されることを承認するものとする。
- 6 会員は、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力するものとする。

(活動年度)

第7条 本コンソーシアムの活動年度は、本法人の事業年度と同一とする。

第3章 活動成果

(活動成果)

第8条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。

2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第9条 本活動成果に係る知的財産権の所属は本法人に帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。

2 第8条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、本法人は関与しない。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第11条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。

2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、本法人に対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。

3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の本活動成果に限り、本法人に対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。

4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、本法人に対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。

5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本法人は責任を負わない。

6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。

- ない。
- 7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続きについては、別途、幹事会で定める。

第4章 役員

(役員)

第12条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名をおく。

(役員の職務)

第13条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

(役員の選任)

第14条 会長は、本法人の理事長をもって充てる。
2 副会長は、会長が正会員の中から指名し、本法人の社員総会(以下、単に「社員総会」という。)の承認を得る。

(役員の任期と補充)

第15条 役員の任期は本法人の理事長の任期と同一とし、再任を妨げない。
2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

第16条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の職務)

第17条 顧問は、社員総会、本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べるができる。

(顧問の選任)

第18条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の社員総会で報告する。

(顧問の任期と補充)

第19条 顧問の任期は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。
2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その任期は前項を適用するものとする。

第6章 会議

(会議の種別)

第20条 本コンソーシアムの会議は、幹事会、部会およびワーキンググループとする。

(幹事会)

第21条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
- 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
- 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は、定款や本規則に定める事項の他、社員総会や理事会、幹事会で議決した事項を執行し、社員総会や理事会に付議すべき事項を審議し、その他社員総会や理事会の議決を要しない事項を議決する。
- 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
- 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
- 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
- 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代用することができるものとする。
- 10 会長が必要と認めたとき、または正会員の 3 分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
- 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
- 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
- 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
- 14 幹事会の議長は、会長が務める。
- 15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

第22条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。

- 2 部会または WG は、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
- 3 部会長または WG リーダは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
- 4 部会または WG のメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 本コンソーシアムの事務局を本法人の事業所におく

- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
- 3 事務局長は、会長が指名する。

第8章 規約の変更

(規則の変更)

第24条

本規則は、社員総会の議決を得た場合に変更できる。

第9章 雑則

(実施細則)

第25条 本規則の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第26条 本規則は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

附則

附則1 この規則は2022年〇月〇日の本法人設立日から施行する。

次世代健康医療記録システム 共通プラットフォームコンソーシアム運営規則規約

2022年〇月〇日制定

2019年9月6日制定

2019年9月6日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 NeXEHRs (以下、「本法人」という。) の定款 (以下、「定款」という。) 第4条 (5) に記載の会議体の運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という) と称する。
2 略称名は NeXEHRs コンソーシアム、英語名は NeXEHRs-CPC とする。

(設置目的)

第3条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「NeXEHRs 次世代健康医療情報システム共通プラットフォーム研究会」が提示した次世代健康医療情報システム NeXEHRs (以下、NeXEHRs という。) の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
(2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
(3) 前各号の活動の成果物の公開と活用ならびに普及推進
(4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
(5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員は、本法人の会員をもって充てる。 ~~本コンソーシアムの会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、入会の承認を受けた法人、団体および個人とする。~~

(会員種別)

~~第5条~~ 本コンソーシアムは、通常正会員、特別正会員、賛助会員で構成される。なお、通常正会員と特別正会員をまとめて「正会員」と称することとし、正会員をもって会員総会を構成する。
~~2~~ 通常正会員は、本コンソーシアムの活動に賛同し運営等に協力する法人、団体または個人
~~3~~ 特別正会員は、本コンソーシアムの発起人として設立に賛同した個人および幹事会の推薦に

~~もとづき会員総会で入会を承認された法人、団体または個人~~
~~4 賛助会員は、本コンソーシアムの活動趣旨に賛同する法人または個人~~

(入会)

~~第6条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。ただし、特別正会員を除く。~~

(退会)

~~第7条 本コンソーシアムを退会しようとする会員は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。~~

~~2 本コンソーシアムの会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の承認で退会したものとみなすことができる。~~

~~(1) 年会費を納入期日までに納入せず、さらに3ヶ月以上納入しないとき。~~

~~(2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、または本コンソーシアムの目的に著しく反する行為をしたとき。~~

~~(3) 第8条に記載されている義務の不履行、または第14条第3項に反する行為をしたとき。~~

~~(4) 上記のほか、年会費負担能力に疑義がある状態(破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算手続等の申立があった場合等)や、会員の所在や活動状況が不明であるなど、本コンソーシアムの会員資格を継続することが適当では無いと幹事会が認めたとき。~~

(権利と義務)

~~第68条~~ 会員は、幹事会の定める条件に従い、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ(以下、部会等という。)の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。

2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。

~~3 正会員は、総会に出席してそれぞれ1票の議決権を有し、その議決権を行使し、また本コンソーシアムの活動に対して意見を述べることができる。~~

~~4 賛助会員は、総会に出席して本コンソーシアムの活動に対して意見を述べるすることができる。~~

35 法人または団体である会員(以下、法人等会員という。)は、本法人が運営する本コンソーシアムの公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本法人本コンソーシアムに対して求めることができる。

46 会員は、本法人および本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフレット、催事等において示すことができる。

57 会員は、本法人および本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が掲出されることを承認するものとする。

~~8 会員は、特別正会員を除き第9条に定める所定の年会費を納めなければならない。~~

69 会員は、本コンソーシアムにおいては本規約、総会、幹事会の決定を遵守し、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力するものとするをしなければならない。

(年会費)

~~第9条 特別会員を除く会員は、本コンソーシアムの運営および活動に要する経費を負担するため、本コンソーシアムが別に定める年会費を納入するものとする。~~

(活動年度)

~~第710条~~ 本コンソーシアムの活動年度は、本法人の事業年度と同一とする毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第3章 活動成果

(活動成果)

第~~811~~11条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。

- 2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第~~912~~12条 本活動成果に係る知的財産権の所属は~~本法人~~本コンソーシアムに帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。

- 2 第~~811~~11条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、~~本法人~~本コンソーシアムは関与しない。

(秘密保持)

第~~1013~~13条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第~~1114~~14条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。

- 2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、~~本法人~~本コンソーシアムに対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の本活動成果に限り、~~本法人~~本コンソーシアムに対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、~~本法人~~本コンソーシアムに対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。
- 5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、~~本法人~~本コンソーシアムは責任を負わない。
- 6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。
- 7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続きについては、別途、幹事会で定める。

第4章 役員

(役員)

第~~12~~¹⁵条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名、~~監事1名~~をおく。

(役員の職務)

第~~13~~¹⁶条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会、総会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

~~3 監事は、本会の業務および財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。~~

(役員の選任)

第~~14~~¹⁷条 会長は、本法人の理事長をもって充てる正会員の中から互選により選任し、総会の承認を得る。

2 副会長は、会長が正会員の中から指名し、本法人の社員総会(以下、単に「社員総会」という。)の承認を得る。

~~3 監事は、会長が会員以外から指名し、総会の承認を得る。~~

(役員の任期と補充)

第~~15~~¹⁸条 役員の任期は本法人の理事長の任期と同一選任後3年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する活動報告を議決する総会の日までとし、再任を妨げない。

2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

第~~16~~¹⁹条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の職務)

第~~17~~²⁰条 顧問は、社員総会幹事会、総会、部会等、および本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べることができる。

(顧問の選任)

第~~18~~²¹条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の社員総会で報告する。

(顧問の任期と補充)

第~~19~~²²条 顧問の任期は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。

2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その任期は前項を適用するものとする。

第6章 会議

(会議の種別)

第~~20~~23条 本コンソーシアムの会議は、幹事会、部会およびワーキンググループとする総会、幹事会とし、総会は年1回以上開催する。

(総会)

第24条 ~~総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。~~

- ~~———— (1)活動計画および収支予算~~
- ~~———— (2)活動報告および収支決算~~
- ~~———— (3)本規約の変更~~
- ~~———— (4)解散および残余財産の処分~~
- ~~———— (5)会費および負担金規定~~
- ~~———— (6)その他、本コンソーシアムの運営に関する重要事項~~
- ~~———— 2 総会は会長が招集し、定足数は正会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。~~
- ~~———— 3 総会の議長は会長が務める。~~
- ~~———— 4 総会に出席できない正会員は、総会の議長または他の出席正会員に事前にその権限を書面または電子メールにより委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。~~
- ~~———— 5 総会の議事は、議決権を有する出席正会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~
- ~~———— 6 総会を招集するときは、会議の日時、場所、主要な審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに、会員に通知しなければならない。~~
- ~~———— 7 正会員の3分の1以上から本規約に定める総会が議決すべき事項について審議のために総会の開催請求があったときは、会長は請求のあった日から遅くとも30日以内に総会を招集しなければならない。~~
- ~~———— 8 総会の議事録は、本コンソーシアムのWebサイトに公開する。~~

(幹事会)

第~~21~~25条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
- 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
- 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は、定款や本規則~~本規約~~に定める事項の他、社員総会や理事会、幹事会で総会の議決した事項を執行し、社員総会や理事会総会に付議すべき事項を審議し、その他社員総会や理事会総会の議決を要しない事項を議決する。
- 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
- 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
- 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
- 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代用することができるものとする。
- 10 会長が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
- 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
- 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
- 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
- 14 幹事会の議長は、会長が務める。

15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

- 第2226条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。
- 2 部会または WG は、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
 - 3 部会長または WG リーダは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
 - 4 部会または WG のメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。

第7章 事務局

(事務局)

- 第2327条 本コンソーシアムの事務局を~~本法人の事業所~~日本国内におく
- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

~~第28条 本コンソーシアムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。~~

- ~~—— (1) 会費~~
- ~~—— (2) 設立後に寄付を受けた財産~~
- ~~—— (3) 資産から生じる収入~~
- ~~—— (4) 活動に伴う収入~~
- ~~—— (5) その他の収入~~

(資産管理)

~~第29条 本コンソーシアムの資産は、会長が管理する。~~

- ~~—— 2 資産の内、その使徒または管理方法について指定して寄付されたもの(管理経費に充当するものとして幹事会が定めた一定割合に相当する部分を除く)については、その指定に従わなければならない。~~

(経費の支弁)

~~第30条 本コンソーシアムの経費は、資産をもって支弁する。~~

(活動計画および収支予算)

~~第31条 本コンソーシアムの活動計画書、収支予算は、会長が毎活動年度開始前に作成し、当該活動年度に開催される最初の総会の議決を得なければならない。~~

(活動報告および収支決算)

~~第32条 本コンソーシアムの活動報告書、収支決算および財産目録は、会長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、当該活動年度終了後90日以内に開催される総会の議決を得なければならない。~~

(特別会計)

第33条 ~~本コンソーシアムは、活動の遂行上必要がある場合は、幹事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。~~

(剰余金の処分)

第34条 ~~本コンソーシアムの収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部または一部を翌活動年度に繰り越し、または積み立てることができる。~~

第8章 規約の変更、活動期間および継続、解散

(規則規約の変更)

第2435条

本規則規約は、社員第24条第1項に基づき、総会の議決を得た場合に変更できる。

(解散)

第36条 ~~本コンソーシアムは、第2条に示した本コンソーシアムの目的を果たしたとき、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て解散する。~~

(残余資産の処分)

第37条 ~~本コンソーシアムの解散の場合、残余資産は前条に示した手続きの後、本コンソーシアムと類似の目的を持つ他の法人または団体、もしくは医療情報関連の非営利法人もしくは団体に寄付するものとする。~~

—— 2 —— 前項の内容は、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て決定される。

第9章 雑則

(活動実費の徴収)

第38条 ~~本コンソーシアムは、第3条に定める活動の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする活動を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。~~

—— 2 —— 前項の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

(実施細則)

第2539条 本規則規約の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第2640条 本規則規約は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

附則

附則1 この規則は2022年〇月〇日の本法人設立日から施行する。~~この規約は2019年9月の設立総会開催日から施行する。~~

附則2 ~~第6条にかかわらず、あらかじめ設立発起代表者が定めた設立総会開催日前の入会希望申込み期限日(以下、「申込み期限日」という)までに入会希望書面をもって入会の意思表示をし~~

た者は、設立総会の日に入会が承認されたものとみなす。なお、設立総会において決議された規約に異議がある場合には、入会希望を取り下げることができる。

附則3 ~~第6条にかかわらず、申込み期限日の翌日以降で設立総会開催日以前の入会希望書面をもって設立総会に出席し、本規約を承認する者は、設立総会の日にそれぞれ入会が承認されたものとみなす。~~

附則4 ~~第10条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度は設立総会開催日から2020年6月30日までとする。~~

附則5 ~~第17条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時の会長は、設立発起人代表者をもって充てる。~~

附則6 ~~本コンソーシアムの設立総会においては、第24条において「正会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの通常正会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの正会員または賛助会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会長」とあるのは「設立発起人代表者」と読み替えるものとする。~~

附則7 ~~第25条第3項で定める運営幹事は、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時には会長指名の7者以内とする。~~

以下余白

—

報告事項

目 次

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 通常正会員、賛助会員、特別正会員について | 報告資料1 |
| 2. 顧問の指名について | 報告資料2 |
| 3. 運営幹事の指名について | 報告資料3 |
| 4. その他 | |

通常正会員 2022.9.21 現在

(50音順) 32名(31企業、1非営利法人)

(企業)

アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社	株式会社 EM システムズ
インターシステムズジャパン株式会社	株式会社インターネットイニシアティブ
株式会社インテック	株式会社 SBS 情報システム
亀田医療情報株式会社	キャノンメディカルシステムズ株式会社
グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	株式会社ケーアイエス
株式会社シーエスアイ	株式会社セールスフォース・ジャパン
株式会社ソフトウェア・サービス	ソフトバンク株式会社
TIS 株式会社	株式会社データホライゾン
株式会社ナイス	日鉄ソリューションズ株式会社
日本電気株式会社	日本アイ・ビー・エム株式会社
日本総合システム株式会社	日本調剤株式会社
日本マイクロソフト株式会社	PHC 株式会社
PSP 株式会社	株式会社ファインデックス
株式会社フィリップス・ジャパン	富士通 Japan 株式会社
株式会社プレシジョン	株式会社メドレー
株式会社レスコ	

(非営利法人)

一般社団法人日本メディカル AI 学会

賛助会員 2022.9.21 現在

(50音順) 42名(31企業、5非営利法人、1任意団体、5個人)

(企業)

IQVIA ソリューションズ ジャパン株式会社	アイテック阪急阪神株式会社
アレイ株式会社	EPS ホールディングス株式会社
H.U.グループホールディングス株式会社	NEC ネクサソリューションズ株式会社
株式会社 NTT データ	株式会社エムアイユー
株式会社エムシス	勤次郎株式会社
株式会社グッドマン	株式会社コア・クリエイトシステム
株式会社ジャストシステム	株式会社ストレージ・ビジョン
株式会社ストローハット	田辺三菱製薬株式会社
株式会社テクノプロジェクト	株式会社電算
株式会社 Donuts	日本医師会 ORCA 管理機構株式会社
日本光電工業株式会社	株式会社 BSN アイネット
東日本電信電話株式会社	株式会社日立製作所
BIPROGY 株式会社	富士通 Japan ソリューションズ東京株式会社
株式会社メタキューブ	株式会社メディエイド
株式会社湯山製作所	株式会社ラボテック
株式会社 WorkVision	

(非営利法人)

一般財団法人医療情報システム開発センター	独立行政法人国立病院機構
公益社団法人日本医師会	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
特定非営利活動法人 和歌山地域医療情報ネットワーク協議会	

(任意団体)

医薬産業政策研究所

(個人)

荏谷 敬士	河崎 泰子
西畑 俊樹	日高 浩敦
松田 吾郎	

特別正会員 2022.7.1 現在

(50音順) 10名

今村 知明	奈良県立医科大学 教授
大江 和彦	東京大学 教授
岡田 美保子	(一社)医療データ活用基盤整備機構 理事長
黒田 知宏	京都大学 教授
澤 智博	帝京大学 教授
鄭 雄一	東京大学 教授、神奈川県立保健福祉大学 教授
中島 直樹	九州大学 教授、 (一社)日本医療情報学会 前代表理事・前会長
松村 泰志	国立病院機構大阪医療センター 院長
康永 秀生	東京大学 教授
山本 隆一	(一財)医療情報システム開発センター 理事長

顧問 2022.7.1 現在

(50音順) 5名

落合 慈之	東京医療保健大学 学事顧問 NTT 東日本関東病院 名誉院長 GS1 ヘルスケアジャパン協議会 会長 医療トレーサビリティ推進協議会 理事長
田中 博	東京医科歯科大学 名誉教授・特任教授 地域医療福祉情報連携協議会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長 東京大学 名誉教授
牧 健太郎	牧公認会計士・税理士事務所 所長
森田 朗	東京大学 名誉教授 次世代基盤政策研究所 代表理事

運営幹事 2022.7.1 現在
(50音順) 6団体

株式会社ケーアイエス

株式会社ソフトウェア・サービス

ソフトバンク株式会社

日本総合システム株式会社

株式会社ファインデックス

株式会社メドレー